

確定申告 の準備はお早めに

確定申告の相談・受け付け・納税

- 所得税・復興特別所得税 2月16日～3月15日
- 贈与税 2月1日～3月15日
- 消費税・地方消費税(個人事業者) 3月31日まで

パソコンやスマートフォンを利用した申告(e-Tax)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご自宅からできるe-Taxを積極的にご利用ください。

● 国税庁HPへアクセスすると、所得税の申告書(スマートフォンなどで作成可能)、消費税・贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。

● 画面案内に従い金額を入力するだけで上記の申告書などが作成でき、自動計算のため計算誤りがありません。

● e-Taxでの送信(提出)には下表の方式があります。



詳細はコチラ

	パソコンで作成	スマートフォンで作成
マイナンバーカード方式	マイナンバーカード(共通)	
	ICカードリーダーライター	マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン
ID・パスワード方式	ID・パスワード(共通) ※事前の届け出が必要です。届け出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください	

申告書作成会場

令和2年分所得税・復興特別所得税、贈与税、消費税・地方消費税(個人事業者)の申告書作成会場を下表の日程で開設します。

● 混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、当日分の入場整理券を渡し終えた場合は、後日の来場をお願いすることがあります。

● 入場整理券は、当日会場でお渡しするほか、LINEアプリ(国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」してください)で事前に入手することが可能です。日時指定の入場整理券を事前に入手できる手続きが行えます。

● 確定申告書などを税務署に提出する際は、毎回マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示か写しの添付が必要です。

● 公的年金を受給されている方は、開設期間の前でも相談を受け付けています。

● 大森税務署管内の方は、開設期間中の2月24～26日は譲渡所得や贈与税の担当職員を増員して対応しますので、積極的にご利用ください。また還付申告などをされる方のため、3月26日まで開設します。

● 蒲田税務署管内の方は、還付申告などをされる方のため、2月1日～3月31日を開設期間とします。

対象	会場	開設期間 (土・日曜、祝日を除く)	受付時間 (相談は午前9時15分～午後5時)
大森税務署管内の方	池上会館	2月16日～3月15日	午前9時～午後4時
雪谷税務署管内の方	雪谷税務署		午前8時30分～午後4時
蒲田税務署管内の方	蒲田税務署		

※2月21・28日(日)は、大森・雪谷・蒲田税務署の合同会場として、申告書作成会場を蒲田税務署に開設します。なお駐車場は利用できません

来場される方へのお願い(税理士による無料申告相談、申告書作成会場)

- マスクを着用の上、できる限り少人数でご来場ください。
- 入場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきますので、ご了承ください。

税理士による無料申告相談

▶ 対象 ① 小規模納税者の所得税・復興特別所得税、消費税などの申告をされる方 ② 年金受給者・給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告をされる方(譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を初めて適用する方を除く)

▶ 受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

※大田区民プラザの2月8日のみ午前10時～午後4時

▶ 必要書類 前年の申告書などの控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑、マイナンバーが確認できる本人確認書類の写しなど

	会場	日程
大森	大森東特別出張所	2月1日(月)・2日(火)
	入新井集会所	2月3日(水)～5日(金)
雪谷	嶺町集会所	2月2日(火)～5日(金) 2月8日(月)～10日(水)
	萩中集会所	2月2日(火)～4日(木)
蒲田	大田区民プラザ	2月8日(月)～10日(水)

※混雑状況などにより、受け付けを早め締め切る場合がありますので、ご了承ください
※各会場とも駐車場がありません。お車での来場はご遠慮ください
※申告書などの提出のみの方は、所轄する税務署にお持ちいただくか、郵送でご提出ください

▶ 問合先 ● 大森税務署 ☎3755-2111 ● 雪谷税務署 ☎3726-4521 ● 蒲田税務署 ☎3732-5151

各種控除のご案内

～税の申告前に確認しましょう～

さまざまな控除があります。申請方法など詳細はお問い合わせいただくか区HPをご覧ください。



国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の社会保険料控除

令和2年中に納めた各保険料額を控除できます。各保険料の年間納付済額は、1月末ごろにはがきでお知らせします(国民健康保険料は世帯全員分の納付済額を世帯主に通知)。保険料を特別徴収(年金から差し引き)で納付している方は、各年金保険者から1月中旬に郵送される「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」でも確認できます。

※実際に納めた方が控除の対象ですが、特別徴収(年金から差し引き)で納付した場合は、本人だけが控除の対象です。納付額の電話での回答はいたしません

▶ 問合先 国民健康保険料＝国保年金課国保料収納担当
☎5744-1209 FAX5744-1516
後期高齢者医療保険料＝国保年金課後期高齢者医療収納担当
☎5744-1647 FAX5744-1677
介護保険料＝介護保険課収納担当
☎5744-1492 FAX5744-1551

高齢者おむつ費用の医療費控除など

● おむつ費用の医療費控除

常時おむつを必要とする、ねたきりの高齢者のおむつ費用を控除できます。

▶ 必要書類

医師が発行する「おむつ使用証明書(税務署所定の様式)」、おむつの領収書
※前年に控除を受け、介護保険の要介護認定を申請した方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、問合先で発行する「確認書」で申請できる場合があります

▶ 問合先 介護保険課管理担当 ☎5744-1359 FAX5744-1551

● ねたきり・認知症高齢者の障害者控除

65歳以上の要介護認定を受けている方は、ねたきりの状況や認知症の程度によって、障害者控除か特別障害者控除を受けられる場合があります。

▶ 問合先 地域福祉課高齢者地域支援担当

大森 ☎5764-0658 FAX5764-0659
調布 ☎3726-6031 FAX3726-5070
蒲田 ☎5713-1508 FAX5713-1509
糀谷 ☎3741-6525 FAX6423-8838

介護保険サービスなどの医療費控除

以下の介護保険サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担額が対象です。

- 医療系居宅サービス(訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、居宅療養管理指導など)
- 医療系サービスと併せてケアプランに基づき利用するサービス(訪問介護、訪問入浴介護、通所介護など)
- 施設サービス(介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院など)

▶ 問合先 介護保険課給付担当 ☎5744-1622 FAX5744-1551



詳細はコチラ